

令和 9 年度 那珂川市

保育施設利用申込案内 (一斉入所用)



※この案内は、保育所、認定こども園（保育所機能部分）、
小規模保育施設の新規申込用です。

那珂川市 子育て支援課

〒811-1292 那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号
TEL : (092) 953-2211 FAX : (092) 953-2312
Email : kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp

目 次

1. 保育施設を利用するための認定について・・・P 1
2. 保育施設を利用できる方・・・・・・・・・・P3
3. 利用申込みについて・・・・・・・・・・P4
4. 利用者負担額について・・・・・・・・・・P9
5. 副食費について・・・・・・・・・・P10
6. 諸経費について・・・・・・・・・・P10
7. 利用者負担額及び副食費の納付について・・・P11
8. 那珂川市保育施設一覧・・・・・・・・・・P12

1. 保育施設を利用するための認定について

保育所や認定こども園（保育所機能部分）、小規模保育施設を利用するためには、市から教育・保育給付認定（以下「認定」といいます。）を受ける必要があります。

認定は、お子さんの年齢や、ご家庭で保育が必要な理由に応じて決まります。

保育施設の利用を希望する場合は、認定の申請とあわせて利用申込みをしてください。

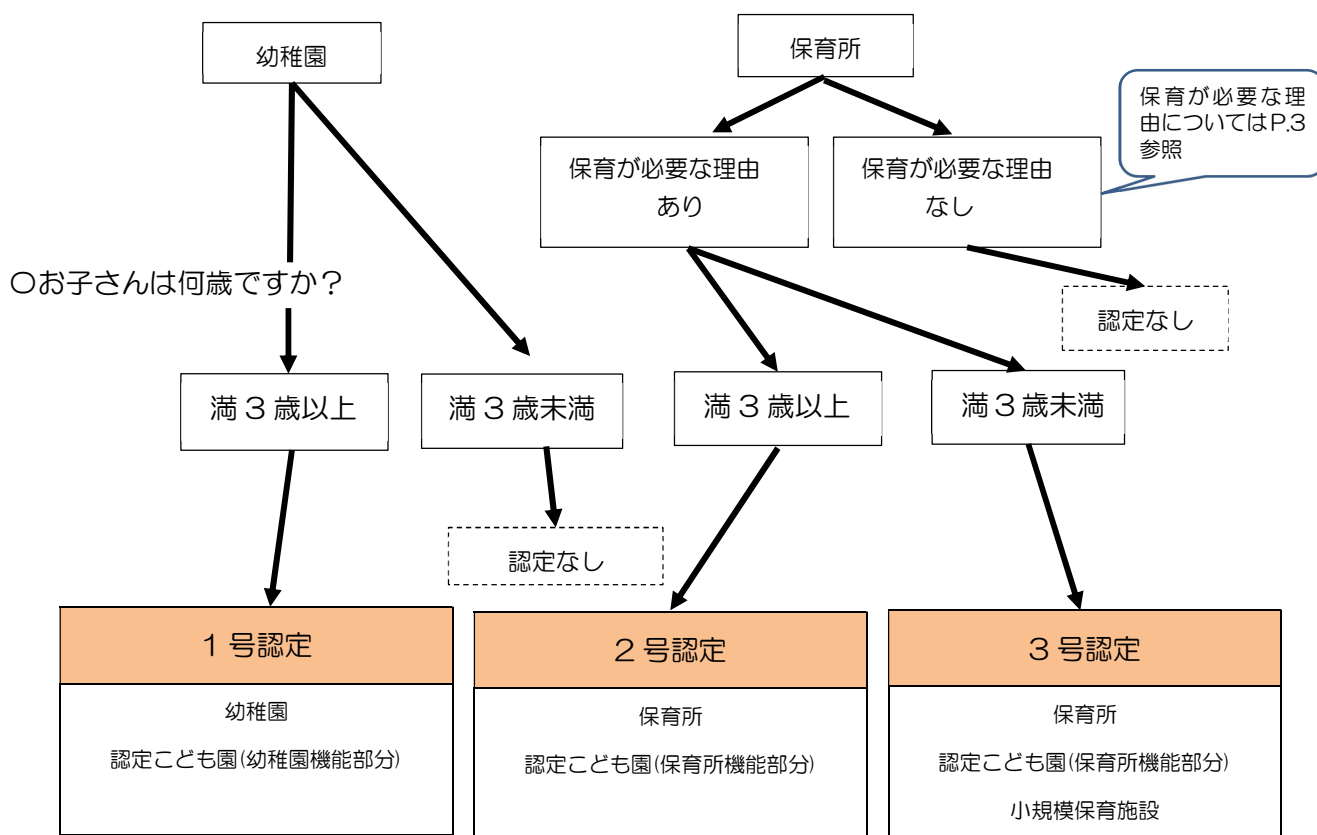
（1）認定区分について

認定には、3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども			利用できる施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 小規模保育施設

○利用したい施設はどちらですか？



POINT 保育所等を利用するためには、保護者が「保育が必要な理由」に当てはまる必要があります。一方、幼稚園や認定こども園（幼稚園機能部分）は保育が必要な理由がなくても利用できます。

(2) 利用開始日、閉所日、保育時間、延長保育について

①利用開始日は 1 日付、日曜祝日は閉所です。

②利用できる保育時間には、「保育標準時間」「保育短時間」の 2 種類があります。

保育の必要量の区分	利用時間
保育標準時間	午前 7 時から 午後 6 時まで
保育短時間	午前 8 時から 午後 4 時まで

③保育が必要な理由毎の保育必要量

ア) 就労時間等に応じて決定するもの

保育が必要な理由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間等が 月 120 時間以上	就労時間等が 月 48 時間以上 120 時間未満
就学（通信教育は含まない）		
介護・看護		

イ) その他

保育が必要な理由	保育必要量
妊娠・出産	保育標準時間
疾病・負傷・障がい	
求職活動	保育短時間
育児休業	

※保育必要量の認定は、月単位となります。「保育が必要な理由」の変更により保育必要量が変更となる場合は、**変更する月の前月末日までに届出が必要です。**

④就労等の都合で、認定された利用時間までに迎えに来られない場合、1 時間の延長保育を受けることができます。ただし、下記の場合は延長保育の実施はしていません。午後 6 時までのお迎えをお願いします。

- ・0 歳児
- ・1 歳児から 5 歳児の入所月
- ・土曜日

月ぎめ延長保育は、保育標準時間認定の場合のみできます。利用中の保育施設にお申込みください。解除する場合は事前に解除届を施設にご提出ください。

その他の延長保育に関するお問い合わせは施設までお願いします。

2. 保育施設を利用できる方

- (1) 生後 50 日経過後から小学校就学前まで
- (2) 保護者と子どもが那珂川市に住所を有すること（那珂川市に住民票があることを原則とします）
- (3) 保護者（父母または子を看護している方）が次のいずれかに当てはまる場合
 - (ア) 仕事をしていること（月 48 時間以上）
 - (イ) 妊娠・出産のため保育が難しい場合（出産日の前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日の後 8 週間を経過する日の月末まで）
 - (ウ) 病気やけが、障がいがある場合
 - (エ) 家族の介護や看護をしている場合
 - (オ) 災害の復旧に当たっている場合
 - (カ) 仕事を探している場合（最長 90 日間。なお、起業の準備を含む）
 - (キ) 学校や職業訓練校等に通っている場合（学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校又は各種職業訓練に限る。ただし、在宅で就学（通信等）を除く。）
 - (ク) 虐待や DV のおそれがある場合
 - (ケ) 育児休業取得時に、既に那珂川市内の認可保育施設を利用している子どもがいて、同施設（連携施設を含む）の継続利用が必要である場合
 - (コ) その他、上記に類似する状態であり市長が認める場合

MEMO



3. 利用申込みについて

①公開保育への参加

保育方針や保育スペースの広さ等、保育施設によってさまざまな違いがあります。

保育環境等をご自身の目でご確認いただくため、利用申込み前に、ご希望の保育施設で公開保育への参加をお願いしています。

【障がい、アレルギーや医療的ケア等、特別な配慮を要する児童】

入所にあたり、特別な配慮を要するお子さんについては、施設によって対応が異なりますので、公開保育や見学时等にお子さんの状況についてお話しいただき、事前にご相談ください。

※お子さんの状況により、医師からの診断書等の提出が必要になる場合があります。

※医療的ケア児の入所については、事前に那珂川市子育て支援課にご相談ください。

※原則、保育士は医療行為（状況に応じた投薬等）を行うことができません。

②利用申込受付

第①期間または第②期間で書類をご提出ください。先着での優先はありません。書類不備等があった場合は、12月11日（金）17時までに子育て支援課へ不足分をご提出ください。提出できない場合は審査に進むことができません。

【第①期間】 第一希望の施設にお子さんと出向いてください。

（第一希望以外の施設では受付ができません）

すべての書類をご提出ください。

日付	保育施設	受付時間
11月13日(金)	バディスポーツ幼稚園博多南校	午後2時30分
11月16日(月)	青葉桐の花保育園	
11月17日(火)	青葉保育園	
11月18日(水)	福岡ピノキオこども園	
11月19日(木)	南畑ピノキオ森のこども園	
11月20日(金)	那珂川第一幼稚園	～
11月24日(火)	那珂の森保育園	午後4時30分
11月25日(水)	那珂川道善コスモス保育園	
11月26日(木)	なかがわ保育園	
11月27日(金)	中央保育所	

【第②期間】 事前にお子さんを連れて**第一希望の保育施設**へ出向き、『**子どもの状況調査票**』をご提出ください。（公開保育でも提出できます）

引き換えに受け取った『**見学済証**』を他の書類とあわせてご提出ください。

日付	場所	受付時間
12月1日(火)	那珂川市役所 子育て支援課	市役所の開庁時間
～ 12月11日(金)	ふれあいこども館 電話 092-953-8106 毎週月曜日は休館 (月曜日が祝・休日の場合は翌日が休館)	予約の電話をして提出の日時を決めてください。

※令和9年1月、2月、3月の利用申込みを希望される方は同時にお手続きが可能です。

各月の申込期間は下記のとおりです。

- ・令和9年1月の利用申込⇒一斉入所受付 第①期間
- ・令和9年2月の利用申込⇒一斉入所受付 第①期間、第②期間
- ・令和9年3月の利用申込⇒一斉入所受付 第②期間

受付期間及び必要書類の確認等、詳しく是那珂川市子育て支援課にお尋ねください。

○電子申請マイナポータルによるぴったりサービスにて申請する場合

※別紙『マイナポータル（ぴったりサービス）による認可保育施設の新規利用申込みについて』をご覧ください。

■ POINT 在園児のきょうだい児を利用させたい場合

利用中の児童のきょうだい児が保育施設の利用を希望する場合は、利用中の保育施設にお申込みください。詳しくは利用中の保育施設にお尋ねください。

■ POINT 「育児休業中の審査希望欄」について

『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」に☒及び自署がある方は、点数を0点とし審査を行います。

取消す場合は那珂川市子育て支援課（TEL：092-953-2211）にご連絡ください。

また、新たに☒及び自署を追加する場合は那珂川市子育て支援課にお越しく下さい。

取消す場合、追加する場合いずれも 12月11日（金）17時までとなります。

③利用調整審査

入所審査が行われます。

保育施設の利用調整にあたって、「1. 基本点数」及び「2. 調整点数」により、世帯の点数を計算し、合算点数の高い世帯から利用可能としています。

なお、同一点数で並んだ場合は「3. 優先基準」に規定する順位により、優先順位を決定し、優先順位も同じ場合は抽選で内定者を決定しています。

1. 基本点数

類 型		状 況	点数
就労		1 か月の勤労が1 6 0時間以上の労働	1 0 0
		1 か月の勤労が1 4 0時間以上 1 6 0時間未満の労働	9 0
		1 か月の勤労が1 2 0時間以上 1 4 0時間未満の労働	8 0
		1 か月の勤労が1 0 0時間以上 1 2 0時間未満の労働	7 0
		1 か月の勤労が4 8時間以上 1 0 0時間未満の労働	6 0
内職			6 0
妊娠、出産		出産（予定）日の前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日の後 8 週間に該当する場合	8 0
疾病 負傷 障がい	疾病、負傷	入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	1 0 0
		居宅内で療養を要する状態	7 0
		上記以外	3 0
	精神又は 身体の 障がい	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の場合	9 0
		上記以外	3 0
同居親族等の介護、看護		入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	7 0
		上記以外	3 0
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	2 0 0
求職活動		利用申込み時点で、求職活動を行っている場合	5 0
		利用開始後、求職活動を行う場合	3 0
就学		学校教育法に規定する学校等に在学(入学予定を含む)している、または職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	7 0
児童虐待・ 配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	2 0 0
育児休業取得		育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が可能である場合	5 0
その他		児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	2 0 0

（備考）

- ・ 父母それぞれの基本点数を合算して、世帯の基本点数とする。
- ・ 父母の保育が必要な理由が複数ある場合は、各々について基本点数が高い方の理由を採用する。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者とする。

2. 調整点数

類 型	保育できない理由・状況	点数
世帯の状況	ひとり親家庭の状態にある場合	120
	生活保護世帯で就労による自立支援につながる（就労・求職活動）と判断される場合※1	15
	生計中心者の失業等（自己都合以外）により、就労の必要性が高い場合	10
	社会的養護が必要な世帯で、市長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合	10
児童の状況	利用申込み児童が精神又は身体に障がい有している場合	5
就労等の状況	育児休業及び産前産後休業を取得しており、復職に伴い利用申込みする場合	15
	雇用主が父母の親族である場合	▲5
	父母のうちいずれかが単身赴任※2の場合	5
きょうだい児	2号または3号認定を受けた既入所きょうだい児と利用申込み児童が合わせて2人以上いる場合（3人以上の場合、1人につき5点加算）	10
	既入所きょうだい児がいない場合で、児童2人以上同時に利用申込みする場合（3人以上同時申込の場合、1人につき5点加算）	5
申込の状況	地域型保育事業所等の卒園児である場合	15
	1号認定から2号認定へ変更する場合で、同一施設の利用を希望する場合	10
	現年度中に入所内定をキャンセルした場合	▲40
	ただし、小規模保育施設の入所内定をキャンセルした場合を除く	
利用不可の状況	年度にかかわらず、保留期間が連続して3ヶ月以上ある場合	1
	年度にかかわらず、保留期間が連続して6ヶ月以上ある場合	3
	年度にかかわらず、保留期間が連続して12ヶ月以上ある場合	5
保育士	市内の認可保育施設で保育士等として雇用されている場合（雇用予定を含む）	100
その他	児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	—
育児休業延長希望	『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」に☑及び自署がある保護者全員の合算点数に0（ゼロ）を乗じる。	*0

（備考）

※1 生活保護世帯で保護者の『就労証明書』又は『誓約書兼就職活動報告書』の提出があった場合に限る。

※2 該当する父母のいずれかが利用申込み児童と異なる住所地に居住している場合に限る。

3. 優先順位

順位	優 先 基 準
1	施設利用の内定・決定後の辞退がない人を優先する。
2	ひとり親世帯、生活保護世帯
3	基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い人を優先する。
4	保留期間が長い人を優先する。
5	既入所きょうだい児（1号認定含む）と同一施設の利用を希望する場合を優先する。
6	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い人を優先する。
7	保育施設の希望順位が高い人を優先する。
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先する。

④結果通知書の発送 令和9年1月下旬 発送予定

《内定した場合》

通知書に記載された保育施設を確認してください。

※第一希望の施設でない場合があります。

《保留になった場合》

自動的に、次回の入所審査の対象になります。

※年度内は有効ですので、再申込は不要です。

申請を取り下げる場合は、那珂川市子育て支援課へご連絡下さい。

⑤利用意向の連絡 利用決定した保育施設へ、利用の意向をご連絡ください。

利用意向の連絡期限については、結果通知書に記載します。

※キャンセルする場合は、那珂川市子育て支援課及び内定した保育施設にご連絡ください。

⑥利用の決定 利用契約決定通知書が送付されます。

キャンセルする場合は、那珂川市子育て支援課及び決定した保育施設にご連絡ください。

※転入予定の場合、利用決定を受けても転入手続が完了しない場合は、決定を取り消させていただきます。

内定及び決定後のキャンセルについて

利用内定及び決定後に自己都合によるキャンセルの申し出があった場合は、恐れ入りますが、その年度中は優先順位を下げた状態での再審査とさせていただきます。希望保育施設については十分に検討のうえ、利用する意思のある施設をご記入ください。

なお、小規模保育施設の入所内定をキャンセルした場合は除きます。

POINT 慣らし保育について

1日から慣らし保育が始まります。通常より短い時間で登園して少しずつ預かる時間を延ばしていく期間となります。（お子さんの状況や施設により違いはあります）

産休や育休が終了して職場に復帰する人や、就労開始日が確定している人については、**慣らし保育期間として前月から申込みいただけます。**

（例）4月中に復帰予定の場合

⇒3月1日からの入所が可能。入所決定した場合3月は短時間認定。

1月末までに3月入所希望の申請書をご提出ください。

4. 利用者負担額について

利用者負担額とは、0歳児クラスから2歳児クラスで支払う保育料のことです。

(1) 利用者負担額の決定

父母の市町村民税所得割額を合算した額に応じて決定します。父母の収入の合計額によっては、同居の祖父母等の市町村民税所得割額で決定する場合があります。

4月分から8月分まで→令和8年度市町村民税所得割額（令和7年中の所得より計算）
9月分から3月分まで→令和9年度市町村民税所得割額（令和8年中の所得より計算）

利用者負担額は児童の当該年度4月1日時点の年齢により決定されます。年度の途中で誕生日を迎えても、認定区分（2号認定、3号認定）の変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

《注意事項》

- ①利用者負担額の算定には、住宅取得控除、寄附金控除等控除できないものがあります。
- ②保育施設を欠席した場合でも、利用者負担額は全額お支払いいただきます。
- ③世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額が変わることがあります。
- ④税額に変更があった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、子育て支援課にご連絡ください。
- ⑤期日までに利用者負担額の納入がない場合、児童手当より充当を行うことがあります。
- ⑥月途中で退所した場合の利用者負担額は日割りとなります。

(2) 利用者負担額表（参考）

階層区分		保育認定（0～2歳児クラス）	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護受給世帯・里親	0	0
第2-A	市町村民税 非課税世帯	0	0
第2-B	（注1） 上記以外の世帯	0	0
第3-A	所得割課税額 48,600円未満	9,000	9,000
第3-B	上記以外の世帯	19,500	19,300
第4-A	所得割課税額 77,101円未満	9,000	9,000
第4-B	所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600
第5	所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900
第6	所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100
第7	所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800
第8	所得割課税額397,000円以上	83,000	82,000

	教育認定	
	教育認定	保育認定 （3歳児以上クラス）
教育・保育給付認定子ども	0	0

※階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

※この表における「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組里親及び親族里親については、保護者の所得に応じた階層決定を行います。

現時点では利用者負担額が確定していません。

左表は令和8年度分利用者負担額表です。
今後変更になる可能性があります、利用者負担額の参考としてお知らせいたします。

（注1） 保育認定の場合における「市町村民税非課税世帯」には、所得割非課税世帯を含みません。

○多子軽減に係る多子計算の対象範囲について

きょうだい児がいる場合、利用児童が第○子目にあたるかを数える対象範囲は、世帯の所得割額により異なります。対象範囲については以下のとおりです。

所得割課税額 57,700 円未満の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円未満）

「保護者が監護し、生計が同一の子ども」であれば、年齢に関わらず、多子計算の対象範囲に該当します。

所得割課税額 57,700 円以上の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円以上）

就学前の児童で、認可保育施設、認可幼稚園、企業主導型保育施設及び児童福祉法で定める障がい児通所施設等（いずれも市外を含む）に入所（園）している場合、多子計算の対象となります。

※企業主導型保育事業を実施する保育施設を利用するきょうだい児がいる場合、関係書類の提出が必要となりますので、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

○多子軽減による第 2 子の保育料について

下記の表は、利用者負担額表からみた負担割合を示しています。

□「ひとり親世帯」「在宅障がい児(者)がいる世帯」

利用児童	階層	
	3-A・4-A	5～8
第1子	全額	全額
第2子	無料	半額

※1階層・2-A階層はすべて無料

□左記以外の世帯（一般世帯）

利用児童	階層	
	3-A・4-A	5～8
第1子	全額	全額
第2子	半額	半額

※1階層・2-B階層はすべて無料

《第 3 子以降保育料無償化について》

令和 7 年 9 月から、第 1 子、第 2 子の年齢や世帯の収入に関係なく、第 3 子以降の保育料が無償になります。手続は不要ですが、生計が同一で、住所が異なる子どもがいる場合は、所定の用紙での申請が必要ですので、お問い合わせください。

5. 副食費について

3 歳児クラスから 5 歳児クラスでは副食費の負担があります。副食費の金額は保育施設で異なります。入所決定した施設にご確認ください。

※副食費とは、給食費に係る実費の一部で、主に保育施設で提供するおかず、おやつ、飲み物等にかかる費用のことです。

※年収 360 万円未満相当世帯の子ども、または全ての世帯の第 3 子以降の子どもに該当する場合、副食費は無償化されます。

なお、第 3 子以降の子どもの対象範囲については、上記「多子軽減に係る多子計算の対象範囲」のとおりとなります。

6. 諸経費について

保育施設に入所後、利用者負担額のほかに諸経費が発生します。保育施設によって異なりますので、詳しくは入所決定した施設に直接お尋ねください。

7. 利用者負担額及び副食費の納付について

(0～2 歳児クラス)

○納付先（利用者負担額）

種別	納付先	納付方法
公立・私立保育所	市	口座振替（振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は翌営業日）※
認定こども園	利用施設	施設が指定する方法による
小規模保育施設	利用施設	施設が指定する方法による

(3 歳児クラス以上)

○納付先（副食費）

種別	納付先	納付方法
公立保育所	市	口座振替（振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は翌営業日）※
私立保育所・認定こども園	利用施設	施設が指定する方法による

※公立・私立保育所の口座振替の手続き

口座振替の手続きは、口座振替依頼書を保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。

（すでに口座振替により利用者負担額を納付されている人については、改めて手続きしていただく必要はありません。）

MEMO



8. 那珂川市保育施設一覧

○認可保育所

NO.	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
①	中央保育所	200	東隈 1-13-1	952-5101	午前 7 時から 午後 6 時まで	
②	青葉保育園	165	今光 4-100	953-1611		
③	那珂の森保育園	120	五郎丸 3-16-1	952-0585		
④	青葉桐の花保育園	170	中原 6-10-30	954-0987		
⑤	なかがわ保育園	180	道善 5-69-12	952-2461		
⑥	那珂川道善 コスモス保育園	200	道善 1-45	0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

○小規模保育施設

NO.	類型	施設名	定員	所在地	連携施設	開所時間	園ホームページ
					電話番号		
⑦	A型	第二なかがわ保育園	19	中原 2-124	なかがわ保育園	午前 7 時から 午後 6 時まで	
					408-1010		
⑧	A型	那珂川片縄 コスモス保育園	19	片縄 8-135-1	那珂川道善コスモス 保育園		
					0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

※小規模保育施設を利用できるのは 0～2 歳児（令和 7 年 4 月 2 日以降に生まれた児童）に限ります。また、小規模保育施設に入所した場合、3 歳に到達した翌年度からは原則、連携施設へ転園となります。（連携施設以外に入所を希望される方は、新規入所申込の取扱いとなります。）

○認定こども園（保育所機能部分）

NO.	類型	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
⑨	幼保連携型	パティスポーツ 幼稚園博多南校	66	五郎丸 1-98	953-7222	午前 7 時から 午後 6 時まで	
⑩	幼保連携型	那珂川第一幼稚園	90	松木 5-1-1	953-1135		
⑪	幼保連携型	福岡ピノキオ こども園	125	恵子 1-1-2	951-0066		
⑫	幼保連携型	南畑ピノキオ 森のこども園	45	埋金 811-1	951-0777		

※認定こども園の幼稚園機能部分の利用を希望する場合は、施設へ直接お問い合わせください。

送迎バス

◇実施施設：なかがわ保育園、那珂川第一幼稚園、パティスポーツ幼稚園、
福岡ピノキオこども園、南畑ピノキオ森のこども園

※保護者負担あり。利用できる年齢や時間帯、地域等の詳細は、施設へ直接お問い合わせください。

災害時の休園等について

風水害や地震等の災害が発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園や早めのお迎え等の措置をとることがあります。

保護者の皆様におかれましては、保育施設所在地における避難情報等について日頃から留意していただき、緊急時には速やかな行動をしていただくため、**常に保育施設からの連絡を注視**していただきますようにご理解とご協力をお願いします。

那珂川市 LINE (@nakagawacity)
※那珂川市から避難情報や暮らしの情報をお届けします

